

## 議第43号

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 9月1日から同月末日まで

第4期 10月1日から同月末日まで

第5期 11月1日から同月末日まで

第6期 12月1日から翌年の1月4日まで

第7期 1月1日から同月末日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月末日まで

第3条第3項中「12（保険料の賦課期日後）」を「9（7月1日以後）」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度における保険料の納期及び各納期における保険料の納付額については、なお従前の例による。

提案理由

普通徴収に係る保険料の納期及び各納期における保険料の納付額を変更する必要があるので提案する。